

仙台市ガス事業の民営化について（第二次答申）【概要】

1 はじめに

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、エネルギー事業者においては、短期的に産業用・業務用需要の減少による収益への一定の影響が見られるが、家庭用需要の増加や原料価格の下落もあり、他業種と比較においては安定的な経営が見込まれる。
- ・ガスの小売全面自由化による競争環境に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式の実践やデジタル化の推進によるビジネススタイルの変化に迅速に対応しながら、安定的なガス供給やより良いサービスの提供を継続するためには、公営事業者より弾力的な運営が可能な民間事業者に経営を委ねるべきで、ガス事業民営化を前進させる必要がある。
- ・委員会で取りまとめた、募集要項を基本に、速やかに事業継承者の公募を行い、令和4年度の民営化に向け取組を推進させることを期待する。

2 答申の主なポイント

- ◇ 応募資格等
 - ・応募者は、単独の構成員、又は複数の構成員によって構成されるグループとする。
 - ・構成員のいずれかが、一般又は特定ガス導管事業者であることを条件とする。
- ◇ 事業継承手法等
 - ・本市は事業譲受会社への出資は行わず、円滑な事業継承のため、新たに財団法人を設立し、事業譲受会社から業務の一部を受託する。
 - ・財団法人による業務受託期間は、原則5年以内とする。
- ◇ 基本条件（事業譲受会社が遵守すべき事項）
 - ・ガス局の現在の保安水準を確保するとともに、現在実施しているサービスと同程度以上のサービス水準を維持すること。
 - ・ガス料金は、止むを得ない事由による場合を除き、事業譲渡後5年間、事業譲渡日前日の料金水準を上回らないこと。
 - ・事業譲受会社の本社を仙台市内に新たに設置すること。
 - ・事業提案内容やその履行状況を仙台市が確認できるよう、事業譲渡後5年間、仙台市に対して報告を行うこと。
 - ・事業譲受会社は、事業譲渡後5年間、原則として、本社所在地の市外移転、事業譲渡、継承した事業用不動産の譲渡等を行わないこと。
- ◇ 要請事項（事業譲受会社に期待する事項）
 - ・サービスの多様化、質の向上に努めること。
 - ・新たな雇用の創出に努めること。
 - ・地域の関連事業者との連携を引き続き図るとともに、取引機会の拡大に努めること。
 - ・地域社会の持続的な発展に貢献するとともに、地域経済の発展を牽引すること。
- ◇ 事業譲渡日
令和4年度における、別途合意する日

◇ 譲渡対象資産

現金・預金等や事業に利用されない不動産等の資産を除く、事業譲渡日において譲渡対象事業を構成する一切の資産。

◇ 最低譲渡価格

400 億円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

3 選定基準

評価項目	評価の内容	配点
全体事業方針	提案の基本コンセプト	40 点
	事業継続の確実性	
	社会貢献への取組	
安全・安心な安定供給体制及び保安体制	安定供給・保安体制	40 点
	原料調達	
市民サービスの向上	サービス水準の維持・向上	30 点
	ガス料金	
地域経済の活性化	地域経済への貢献	30 点
	仙台市内への本社の設置	
	地元雇用の取組	
	関連事業者との連携	
譲受希望価格		60 点
	合計	200 点

4 スケジュール（予定）

	日時	項目
令和 2 年度	9 月上旬	公募開始
	9 月上旬～10 月下旬	質問受付・回答期間
	10 月下旬	資格審査書類の提出期限
	11 月上旬	資格審査結果の通知
	11 月上旬～12 月上旬	質問受付・回答期間
	12 月中旬～令和 3 年 2 月上旬	円滑継承協議
	3 月上旬	提案審査書類の提出期限
令和 3 年度	4 月～5 月	提案審査
	5 月下旬	優先交渉権者決定
	6 月	基本協定締結
	8 月	事業譲渡契約締結
令和 4 年度		事業譲渡